

2月16日(水)

3月15日(火)

申告書は早めに書いて提出を

平成16年分申告受付が2月16日(水)から始まりです。

期限間近になりますと、会場が混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。記載が終了した申告書は郵送(送付先・〒508 8611 中津川市かやの木町4 3 中津川税務署個人課税部門)でも提出できます。

問い合わせ 中津川税務署個人課税部門 ☎0573 66 9237
市役所税務課市民税係 ☎26 2111 (内線504・506)

確定申告

確定申告される方は、税務署の申告相談をご利用ください。

会場 中津川商工会議所ホー

時間 午前九時 午後五時

昨年まで恵那市共同福祉会館で行っていた中津川税務署の申告相談(恵那会場)は今回から行いません。二月十六日から三月十五日までの間にご面倒でも右記の申告相談会場へお出掛けください。

納税は口座振替が便利です。

手続きは申告書と一緒に依頼書を提出するだけです。印鑑と本人名義の貯金通帳をご持参くだ

さい。

確定申告をしなければならぬ場合

事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成十六年中の所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引き、その金額を基にして計算した税額が配当控除額と定率減税額の合計を超える場合

給与所得者の方で、給与収入が二十万円を超える場合、給与所得や退職所得以外の所得(農業所得など)金額の合計額が二十万円を超える場合や給与を二カ所以上からもらっている場合

確定申告事前受付

申告期間前に給与と所得者の還付申告および公的年金受給者の所得税の確定申告を受け付けます。期間中は混雑する恐れがありますので、ぜひこの事前受付をご利用ください。

とき 二月八日(火) 十日(木)

ところ 恵那文化センター集

会室

受付時間 午前の部 九時半 午後の部 一時

住宅借入金等特別控除説明

会

詳しくは本紙一月一日号をご覧ください。

とき 一月二十七日(木)

ところ 恵那文化センター集

会室

開始時間 午前の部 九時半 午後の部 一時半

問い合わせ 中津川税務署個人課税部門 ☎0573 66

9237 中津川市かやの木町

4番3号 中津川合同庁舎2階

臨時相談所を開設

恵那商工会議所では、次のように臨時相談所を開設します。どうぞご利用ください。

内容 決算・確定申告・経営全般の指導

講師 名古屋税理士会中津川支部税理士、恵那商工会議所経営指導員

期日と会場

2月4日(金) 飯地公民館

7日(月) 東美濃農協笠置支店

8日(火) 中野方公民館

9日(水) 三郷公民館

10日(木) 武並公民館

時間 午前十時 午後四時

問い合わせ 恵那商工会議所 ☎26 1211

市・県民税の申告も

お忘れなく

市民税・県民税

市民税・県民税は、前年の所得について市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっています。毎月の給料やボーナスの支払いの際に源泉徴収され、年末調整により税金を精算する所得税とは違ってきます。このため退職されても退職所得以外の給与所得などに対する市・県民税は翌年に納めていただくこととなります。

また所得税においては、給与所得以外の所得が二十万円以下の場合には確定申告が不要とされていますが、市・県民税においては他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず申告しなければなりませんのでご注意ください。

申告の必要な方

一月一日に恵那市に住所のある方は、原則として申告書を提出しなければなりません。ただ

し、次の に該当する方は申告の必要はありません。

確定申告をされた方

給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、他に所得のない方(社会保障料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です)

簡易申告

平成十六年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、国保料の算定のため、簡易申告の提出が必要となります。

また扶養調査などのため、所得証明書などが必要な方も申告書の提出をお勧めします。

市・県民税申告相談

期間中はどの会場でも申告相談ができますので、最寄りの会場で都合のいい日にお出掛けください。昨年の申告内容に基づいて、申告書をそれぞれ二月上旬に送らせていただきますので、ご確認ください。

「市民税・県民税申告書」「簡易申告書」いずれも記載の終了したのものについては、郵送でも

とき	対象地区
2月16日(水) 21日(月)	大井町
22日(火) 25日(金)	長島町
28日(月)・ 3月1日(火)	東野
2日(水)	飯地町
3日(木)	中野方町
4日(金)	笠置町
7日(月)	武並町
8日(火)	三郷町
9日(水) 15日(火)	市内全域

提出できます。
とき 二月十六日(水) 三月十五日(火)午前九時 午後五時
ところ 市役所会議棟(恵那市役所本庁舎東隣) 地区ごとに日にちが違います。左記の表を参考にしてください。

期間中、次の振興事務所でも午前九時から午後五時まで、申告の相談受付を行っていますので、ご利用ください。

- 岩村振興事務所二階会議室
- 山岡振興事務所北棟一階
- 明智振興事務所二階会議室
- 串原振興事務所二階小会議室
- 上矢作振興事務所二階第二会議室

持ち物 市・県民税申告書 印鑑
あるいは簡易申告書

平成十六年中の収入金額の分かるもの・源泉徴収票(給与所得、公的年金)・報酬支払調書・事業の収支が分かる書類 保険料控除証明書(社会保険料、個人年金・生命保険・損害保険料)

要介護認定を受けている方も障害者控除の対象に

六十五歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1・5の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」の適用が受けられます。「障害者控除」の適用を受けるにあたって必要な書類 障害者控除対象者認定書」を市役所高齢福祉課で交付しています。必要な方は、介護保険被保険者証」を持参の上、市役所高齢福祉課までお越しください。(恵那にお住まいの方は、各振興事務所でも交付します)

問い合わせ 市役所高齢福祉課(内線125)